

浦安市認知症とともに生きる基本条例  
条文の考え方

令和4年  
浦安市

# 目次

前文	2
第1条 目的	3
第2条 定義	4
第3条 基本理念	5
第4条 市の責務	6
第5条 市民の役割	7
第6条 事業者の役割	8
第7条 医療・介護・福祉に関する事業者の役割	9
第8条 関係機関の役割	10
第9条 家族等の取組	11
第10条 認知症とともに生きることについての理解の促進	12
第11条 発信・伝達の支援及び機会の確保	13
第12条 社会参加の推進	14
第13条 家族等への支援	15
第14条 医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関の連携の推進	16
第15条 意思決定支援	17
第16条 権利擁護	18
第17条 認知症予防に関連する施策の推進	20
第18条 広域連携の推進	21
第19条 認知症施策推進基本計画	22
第20条 浦安市認知症総合施策検討委員会	23
条例の検討経過	24

## 前文

認知症は、他人事ではなく、誰もが当事者及び関係者になり得るものである。

これまでのように、認知症を医療・介護分野を中心とした個人の課題として捉えていては、認知症の人の意思やその家族の思いが尊重され、希望や生きがいを持てる暮らしを実現することはできない。認知症を、生活全般に関わる地域の課題として捉え、多様な主体が連携し、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

## 【説明】

認知症の人を「何も分からなくなった人」と捉えがちな社会の認識を改め、認知症とともに生きること＝認知症があっても自分らしく生きることができるということをまち全体で共有していくことを明言したものです。

前文の前半では、認知症を「他人事（ひとごと）」ではなく、誰もが当事者や関係者になり得る「自分事」と考えることについて明言しています。認知症の発症や進行の仕組みについては、現時点でも解明が不十分であり、根本的治療薬や予防法は確立されていません。年齢を重ねれば誰もが認知症の人、あるいは家族などの身近な人が認知症になる可能性が高まります。そこで、地域社会を構成するすべての市民が「自分事」として認識する必要があります。

後半では、これまでのように認知症を医療・介護分野を中心とした個人の課題として考えるのではなく、地域の課題として捉え、認知症とともに生きる地域社会の形成を目指すことについて明言しています。

認知症を生活全般に関わる地域の課題として捉え、医療・介護・福祉サービス事業者だけでなく、認知症の人や家族等、生活に関わる事業者、関係機関など多様な主体が連携し、認知症の人も含めて、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

**第1条** この条例は、認知症とともに生きることができる地域社会の実現に関し、基本理念を定め、市の責務、市民、事業者及び関係機関の役割並びに家族等の取組を明らかにするとともに、認知症とともに生きることができる地域社会の実現に必要な基本となる事項を定めることにより、認知症の人及びその家族等を含む誰もが、住み慣れた地域の中で、地域の主体的な一員として希望する暮らしを実現し、継続することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

**【説明】**

第1条では、認知症とともに生きる地域社会の実現に向けた基本的な事項を定めています。

本市は県内でも高齢化率が一番低い市です。しかし、今後、後期高齢者人口や単身高齢者の増加に伴い、認知症の人は令和3年の約4,300人から、令和22年(2040年)には約9,300人に増加することが予測されており、認知症は誰もが当事者または関係者になり得るものです。

このため、認知症の人や家族等だけでなく、誰もが認知症を「自分事」として捉え、認知症の人や家族等、市民、医療・介護・福祉に関する事業者、民間事業者などの主体的な参加を図りながら、住み慣れた地域での暮らしを実現、継続することができる地域社会を実現することが求められています。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。
- (2) 家族等 認知症の人の親族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。
- (4) 医療・介護・福祉に関する事業者 市内において医療、介護又は福祉に関するサービスを提供する事業者をいう。
- (5) 関係機関 市内において、医療、福祉、保健、治安、雇用等、認知症の人の支援に関連する機関をいう。

#### 【説明】

第2条では、主要な用語の定義を定めています。

「認知症」はアルツハイマー病をはじめとした神経変性疾患、脳血管疾患などの病気を原因として、日常生活に支障が出る程度にまで認知機能が低下した状態を言います。65歳未満で発症した認知症を若年性認知症とといいます。

認知症とともに生きることができる地域社会を実現する上では、市だけでなく、多様な主体が連携して取り組むことが重要です。以下は、各主体について定義しています。

「家族等」は認知症の人の親族や成年後見人など、日常生活に密接な関係を有する者を指しています。

「市民」は地方自治法に定める「住民」のほか、市内に通勤する人や通学する人、市内でボランティアなどを行う個人及び自治会、老人クラブ、市民活動団体など市内で活動を行う団体を含めます。市民の中には認知症の人も含まれます。

「医療・介護・福祉に関する事業者」とは認知症に限らず、市内で医療・介護・福祉に関わっている事業者を指しています。

「関係機関」とは、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、保健所、警察、ハローワークなど、市内で医療、福祉、保健、治安、雇用など認知症の人の支援に関わる機関のうち、公共性の高い公的機関を指しています。

(基本理念)

**第3条** 認知症とともに生きることができる地域社会の実現は、次に掲げる基本理念により行うものとする。

(1) 認知症の人が、その尊厳が保持され、自らの意思により、力を発揮しながら希望する暮らしを実現し、継続ができること。

(2) 認知症の人、家族等、市民、事業者及び関係機関（以下「多様な主体」という。）が認知症を地域の課題として捉え、認知症とともに生きることへの理解を深め、連携することで、認知症の人及びその家族等を含む誰もが、自分らしく社会とつながり、支え合い、安心して暮らせること。

#### 【説明】

第3条では、条例で目指す認知症とともに生きることができる地域社会の実現に向けた基本理念を定めています。

第1号では、認知症の人の尊厳が保持され、自らの意思で力を発揮しながら暮らしを実現、継続できることを定めています。これまで、認知症の人は「何も分からなくなった人」と認識されがちでしたが、認知症が進行しても、全ての記憶や感性が失われるわけではなく、MCI（軽度認知障害）と呼ばれる軽度な人も含めて、適切なサポートがあれば、多くの人が尊厳を持ちつつ、希望する暮らしを続けることが可能です。

第2号では、認知症の人の生活全般に関わる課題を地域の課題として捉え、地域全体で認知症の人を支える重要性に言及しています。市のみならず、認知症の人や家族等、市民、事業者、関係機関など「多様な主体」が認知症とともに生きる地域の重要性を理解し、それぞれで支え合いつつ、連携を深める必要があります。

なお、多様な主体に認知症の人を含んでいるのは、認知症の人も社会を支える一員として役割を持ち、地域のつながりや支え合いに参加できることを意図しています。

(市の責務)

**第4条** 市は、多様な主体との連携の下、認知症施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、認知症施策の策定及び評価に当たっては、認知症の人本人及びその家族等を含め、広く意見を聴くよう努めるものとする。

**【説明】**

第4条では、認知症とともに生きる地域社会の実現に向けた市の責務を定めています。

第1項では、市が認知症の人や家族等、市民、事業者、関係機関など多様な主体と連携を取りつつ、認知症施策を横断的に推進することを定めています。

第2項では、認知症施策の策定・評価に際して、市が認知症の人や家族等の意見を含めて、幅広く意見を聴くように努める旨を定めています。

(市民の役割)

**第5条** 市民は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続のため、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症とともに生きることについて理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人及びその家族等が、安心して地域での暮らしが継続できるよう、声かけや見守りを行い、社会参加などの社会との関わりに配慮するよう努めるとともに、必要に応じて医療・介護・福祉に関する事業者や関係機関に相談するよう努めるものとする。

3 市民は、あらかじめ個々の楽しみや大切にしたいことを通じた社会との関わりを持つことが、認知症になった後に希望する暮らしを継続するために役立つものであることを認識するよう努めるものとする。

#### 【説明】

第5条では、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現に向けた市民の役割を定めています。

第1項では、条例の基本理念などを実現する上で、一人一人の市民や個々の地域組織が認知症について正しい知識を持ちつつ、認知症とともに生きることへの理解を深めるように努めることを定めています。

また、認知症の人が安心して地域で暮らしを継続するためには、認知症の人ができる限り地域社会と関わりを持ち続けられることが重要です。このため、第2項では、普段の関係性の中で、市民がお互いに声かけや見守りを行い、認知症の人が社会参加できるように配慮したり、医療・介護・福祉の事業者や関係機関に相談するよう努めることを定めています。

第3項では、一人一人の市民や個々の地域組織が趣味や社会活動などを含めて、地域社会との関わりを持つことができれば、認知症になった後も希望する暮らしを継続する上で役立つ可能性があることを認識するよう努めることを定めています。

なお、「予防」の取組については、認知症の人は「予防できなかった人」という誤解を生じさせてしまうおそれがあるため、市民の役割には定めていません。

(事業者の役割)

**第6条** 事業者は、移動、金融、小売等の様々な生活の場面で提供されるサービスが、認知症の人及びその家族等にとって利用しやすくなるような環境を整備するために、その従業者が認知症に関する正しい知識を習得し、理解が深められるよう、必要な教育の機会を設けるよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人及びその家族等が個々の状態に応じて、働きやすい環境を整備し、その雇用の継続に配慮するよう努めるものとする。

**【説明】**

第6条では、地域社会の一員である事業者の役割を定めています。

市には数多く企業や商店などの事業者が営業しており、認知症の人が安心して地域で暮らす上で、事業者の役割が大きいと考えています。

第1項では認知症の人や家族等にとって、利用しやすいサービスを提供できるようにするため、移動や金融、小売など様々な業界における接遇の改善に向けた従業員教育の機会を設けるように努めることを定めています。

第2項では、認知症の人や家族等の雇用についての配慮について定めています。特に若年性認知症の人や家族等は現役世代であるケースが多く、仕事に支障が出たり、離職を余儀なくされたりすることで、生活への影響が大きくなりがちです。また、認知症の人だけでなく、介護に携わる家族等の仕事の両立や子どもへの影響なども課題となることから、事業者に対し、認知症の人や家族等の就労の継続とともに、認知症の人の特性に応じた就労に対する配慮、介護状況に応じた配慮を求めています。

(医療・介護・福祉に関する事業者の役割)

**第7条** 医療・介護・福祉に関する事業者は、相互に連携して、認知症に関する専門知識及び技能の向上を図り、認知症の人及びその家族等の気持ちを受け止め、良質で適切なサービスを提供するものとする。

**【説明】**

第7条では、認知症の人を支える医療・介護・福祉に関する事業者の役割を定めています。

認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするためには、認知症の診断や在宅医療に当たる医師、療養生活を支える看護師、服薬指導などに従事する薬剤師、体力の維持・改善を図るリハビリテーション専門職、ケアプラン（介護サービス計画）を策定するケアマネジャー（介護支援専門員）など様々な事業者や専門職が専門知識や技能の向上を図りつつ、それぞれが連携する必要があります。

その際には、専門職が認知症の人や家族等が発する言葉や態度から気持ちを受け止め、認知症の人や家族等と対話しつつ、それぞれのニーズに応じたサービスを提供することが求められることから、事業者や専門職の連携と専門知識、技能の向上などについて定めています。

(関係機関の役割)

**第8条** 関係機関は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続のために、相互に連携して支援を行うとともに、認知症の人及びその家族等が必要なサービスを選択することができるよう適切な情報を提供するよう努めるものとする。

2 関係機関は、多様な主体を構成する人々が認知症とともに生きることについて理解を深め、また、認知症の人及びその家族等への支援体制を構築するため、市が実施する認知症施策に協力するものとする。

**【説明】**

第8条では、認知症のケアや施策に関わる主体のうち、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、保健所、警察、ハローワークなど、市内で医療、福祉、介護など、認知症の人の支援に関わる公的機関の役割を定めています。

例えば、認知症の人が安心して地域で暮らせるようにする上では、医療・介護サービスだけでなく、認知症の人の事件・事故等警察による対応、若年性認知症の人の雇用継続支援など、様々な公的機関が相互に連携を取りつつ、支援することが重要です。その際には、認知症の人や家族等が主体的に意思決定できるようにするため、適切な情報提供も欠かせないことから、これらを第1項で定めています。

第2項では、関係機関の役割として、認知症の人、家族等、市民、事業者及び関係機関など多様な主体が認知症とともに生きることへの理解を深める必要性のほか、認知症に関する市の施策に協力する旨を定めています。

(家族等の取組)

**第9条** 家族等は、認知症とともに生きることについて理解を持って、認知症の人本人の意思を尊重するよう努めるものとする。

2 家族等は、認知症の人及びその家族等の希望する暮らしの実現及び継続ができるよう、並びに多様な主体を構成する人々が認知症とともに生きることについて理解を深めることができるよう、自らの体験やその思い、意見等を発信し、又は伝達するとともに、地域社会とつながり、周囲に気軽に相談することができる。

**【説明】**

第9条では、認知症の人にとって身近な家族等の取組を定めています。

条例の制定過程において、全てを家族等へ「役割」として求めることの妥当性について議論した結果、第1項では「努めるものとする」、第2項では「できる」とし、「役割」ではなく、「取組」として規定としています。

第1項では、認知症とともに生きることの重要性について、家族等が理解するとともに、認知症の人本人の意思が尊重できるように努力する旨を定めています。

第2項では、家族等による情報発信について定めています。家族等が介護の体験や思い、意見などを発信、伝達し、介護を抱え込まず、必要に応じて地域社会とつながり、周囲に気軽に相談できるようにすることを定めています。

(認知症とともに生きることについての理解の推進)

**第10条** 市は、多様な主体が、認知症とともに生きることについて理解を深めることができるよう必要な施策を推進するものとする。

2 前項の推進に当たっては、認知症の人及びその家族等が不当な差別を受けることがなく、合理的な配慮が受けられるような地域社会の実現に特に留意するものとする。

3 市は、学校教育の場において、児童、生徒等が認知症を身近なものとして捉えることができるよう、教育機関と連携し、認知症に関する理解の促進に取り組むものとする。

#### 【説明】

第10条では、認知症の人や家族等多くの関係者が認知症とともに生きることの重要性について理解を深めるための市の役割を定めています。

第1項では、認知症の人や家族等、市民、事業者、関係機関などの多様な主体が認知症とともに生きる重要性について理解を深められるようにするため、正しい知識の習得機会を確保することに留まらず、認知症とともに生きる本人の声の発信を含めた普及啓発を行うなど、市として必要な施策に取り組むことを定めています。

第2項では、第1項の推進に当たって、認知症の人や家族等が不当な差別を受けず、多様な主体から地域とともに生きる一員として、合理的な配慮を受けられる地域社会の実現を目指す旨を定めています。なお、ここで言う「合理的な配慮」(合理的配慮)とは、障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)で使われている概念です。段差など障がい者の社会参加を妨げる「社会的障壁」を除去するため、行政機関等が障がい者の個別の状況に応じて配慮することを指しており、こうした配慮を通じて、誰もが住みやすい社会の形成を目指しています。認知症の人についても、同様の配慮が必要と考え、「合理的な配慮」の表現を用いています。

第3項では、市が学校教育の場で認知症の正しい理解に取り組む旨を定めています。

(発信・伝達の支援及び機会の確保)

**第11条** 前条第1項の推進に当たっては、市は、希望や生きがいを持って暮らしている認知症の人本人及びその家族等が体験したことやその思い、意見等について、認知症の人本人及びその家族等から広く声を聴くことを含め、発信又は伝達を支援し、及びその機会の確保を図るものとする。

**【説明】**

第11条では、第10条第1項の推進に際し、希望や生きがいを持って暮らしている認知症の人や家族等の体験や思い、意見などについて、市として広く意見を聴くことに加えて、認知症の人や家族等の情報発信、伝達の支援やその機会を確保に取り組むことを定めています。

また、自らによる意思表示が難しくなった中・重度の認知症の人に対する配慮も意識する必要があります。認知症の人の行動や言動、家族等からの情報を通じて意思を汲み取り、意見の伝達を支援、意見発信機会の確保に取り組む旨を定めています。

(社会参加の推進)

**第12条** 市は、多様な主体が地域において共に過ごし支え合う意識の醸成等、認知症の人が社会参加しやすい体制を整備するよう努めるものとする。

2 市は、認知症になった後に就労の継続を希望する認知症の人の就労の継続が確保されるよう、必要な施策を実施するものとする。

**【説明】**

第12条では、認知症の人の社会参加推進に関する市の役割を定めています。

第1項では、認知症の人や家族等、市民、事業者、関係機関など多様な主体が地域で共に過ごし、支え合うための意識を醸成するなど、認知症の人が地域社会に参加しやすい体制整備に努める旨を定めています。

第2項では、主に若年性認知症の方の就労を継続できるよう、市が事業者などを支援することを定めています。

(家族等への支援)

**第13条** 市は、認知症の人の身近な存在である家族等が、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関に気軽に相談することができ、かつ、必要な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

**【説明】**

第13条では、認知症の人にとって身近な家族等の支援に関する市の役割を定めています。

認知症の施策やケアを検討する上で、認知症の人を中心に据えることは不可欠ですが、身近な存在である家族等の存在も重要です。例えば、重度な認知症の人の場合、家族等からの情報を通じて、認知症の人の意思を汲み取り、それに寄り添った支援を検討することも可能です。

また、介護の負担が生活や雇用、就学、本人への関わりなどに影響する可能性もあり、家族等への支援も想定する必要があります。

こうした認識のもと、家族等が医療・介護・福祉サービス事業者や関係機関に気軽に相談できることで、認知症の早期発見につながるとともに、医療・介護・福祉サービス事業者や関係機関から必要な支援を受けられるようにするため、市が体制整備に努める旨を定めています。

(医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関の連携の推進)

**第14条** 市は、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関が連携したネットワークを形成し、個々の状態に応じて認知症の人及びその家族等が希望する暮らしの実現及び継続ができるよう、環境整備を推進するものとする。

**【説明】**

第14条では、認知症の人の生活を支える上での多機関、多職種連携における市の役割を定めています。

認知症の人が自分らしく暮らし続けられるようにするためには、認知症の診断や在宅医療に当たる医師、療養生活を支える看護師、服薬指導などに従事する薬剤師、体力の維持・改善を図るリハビリテーション専門職、ケアプランを策定するケアマネジャーなど様々な事業者や専門職が連携したネットワークを形成しつつ、認知症の人や家族等の状態に応じた支援を提供する必要があります。

このため、市としても、医療・介護・福祉に関する事業者や関係機関などの連携が機能するような環境整備を推進していくことが重要と考えており、その旨を定めています。

(意思決定支援)

**第15条** 認知症の人の意思決定の支援に関わる多様な主体は、その認知症の状態にかかわらず、様々な場面で、配慮を持って意思決定を支援するよう努めるものとする。

**【説明】**

第15条では、認知症の人の生活を支える上での多機関、多職種連携における市の役割を定めています。

意思決定支援とは、認知症の人が、その能力を最大限に活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために、意思決定支援者による本人支援と位置付けています。支援者の多くはケアを提供する専門職や行政職員等が考えられますが、これだけにとどまらず、家族、成年後見人、地域において見守り活動を行う人、本人をよく知る人なども対象に含めています。

認知症の人を「何も分からなくなった人」と考えてしまう固定観念は依然として残っているため、認知症の人の意思は見落とされるおそれがあります。特に自らの意思表示が困難になった中・重度の認知症の人については、その意思が損なわれる恐れがあります。しかし、認知症になっても、記憶や感性の全てが失われるわけではありません。

意思決定支援は、認知症の症状にかかわらず、本人には意思があり、意思決定能力を有すること、また、本人の示した意思は、それが他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り尊重されるべきということを前提にして行われる必要があります。そのため、意思決定支援を行う際には、プロセスが非常に重要であり、認知症の人本人と意思決定支援を行う人との関係性やその態度、場所、わかりやすい説明の仕方等の人的・物的環境の整備も重要です。

転居や施設入所等の居所の変更のような大きな決定では、本人と意思決定支援チームによる会議が行われることが望ましいと考えます。また、食事、入浴、被服の好み、外出等の様々な日常生活においても、前述した意思決定支援の考え方が反映されることが重要です。

※参考：認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(厚生労働省平成30年6月)

(権利擁護)

**第16条** 何人も、認知症の人に対し、虐待をしてはならない。

2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に定めるもののほか、虐待を受けたと思われる認知症の人を発見した者は、速やかに、これを市に通報するよう努めなければならない。

3 市は、認知症の人の尊厳を保持するため、認知症の人に対する虐待を早期に発見することができる体制を整備し、並びに虐待を受けた認知症の人の安全の確保及び養護者に対する養護者による虐待の防止に資する支援を適切に行うものとする。

4 市は、認知症の人が、基本的人権を有する個人としてその尊厳が守られ、その尊厳にふさわしい日常生活が保障されるよう、幅広く市民に成年後見制度等の普及啓発を行い、医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関との連携により必要な施策を実施するものとする。

#### 【説明】

第16条では、認知症の人の権利擁護を定めています。

認知症の人は、認知機能の低下に伴って、意思決定が難しくなることがあります。その結果、認知症の人権や尊厳が損なわれる恐れがあることから、権利擁護の必要性を定めています。

第1項では、誰もが認知症の人を虐待してはならない旨を定めています。本条において「虐待」とは高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)と障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)に基づき、①認知症の人の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、②認知症の人を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による放置など養護を著しく怠ること、③認知症の人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、など著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、④認知症の人にわいせつな行為をすること、又は認知症の人にわいせつな行為をさせること、⑤養護者や親族が認知症の人の財産を不当に処分すること、認知症の人から不当に財産上の利益を得ることを想定しています。

第2項では、高齢者虐待防止法と障害者虐待防止法で定めた養護者、施設従事者、使用者以外の者から虐待を受けたと思われる認知症の人を発見した場合、発見者に対して市に通報するよう努める旨を定めています。

第3項では、認知症の人の権利擁護及び養護者に対する支援に関する市の役

割を定めています。認知症の人の尊厳を保持できるようにするため、認知症の人に対する虐待を早期に発見できる体制整備に取り組む旨を定めたほか、虐待を受けた認知症の人の安全の確保、養護者に対する虐待防止に繋がる支援、現に起きている虐待に関して養護者への支援に関する市の役割も定めています。

第4項では、成年後見制度等の普及啓発に関する市の役割を定めています。成年後見制度に限らず、福祉サービス利用援助など、様々な事業のなかで、一人ひとりに対応した相談を想定して定めています。

また、これらの制度について、市が市民に啓発するとともに、医療・介護・福祉事業者や関連する公的機関などとの連携も図ることで、認知症の人が基本的な人権を有する個人として尊厳を保持され、尊厳にふさわしい日常生活を保障できるようにする旨を定めています。

(認知症予防に関連する施策の推進)

**第17条** 市は、認知症になることを遅らせ、又は認知症の進行を緩やかにするための予防に関連する情報を踏まえ、市民の健康の増進や社会参加の促進等、必要な施策を実施するものとする。

**【説明】**

第17条では、認知症「予防」に関連する施策の推進について定めています。

認知症の発症や進行の仕組みについては、現時点でも解明が不十分であり、根本的治療薬や予防法は確立されておらず、認知症は誰もがなり得るものです。

こうした中、認知症の「予防」を強調し過ぎると、認知症の人が「予防できなかった人」と見なされる恐れがあり、認知症の人が普段から感じている生きにくさを増幅する危険性が想定されます。このため、「予防」という言葉の取り扱いには慎重を期す必要があります。

一方、令和元年6月に取りまとめられた国の「認知症施策推進大綱」では、運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消などを通じて、認知症の発症を遅らせたり、進行を緩やかにしたりすることは可能という考え方が示されており、市としては、地域全体に働きかける施策として、すでに行っている健康増進のための取組や高齢者の社会参加の機会の確保を推進していく必要があると考えています。

こうした認識を踏まえ、第5条（市民の役割）には予防について規定せず、この条文において予防を「認知症になることを遅らせ、又は認知症の進行を緩やかにするための予防」と位置付け、市が健康増進や社会参加の促進などに取り組む旨を定めています。

(広域連携の推進)

**第18条** 市は、認知症の人及びその家族等の効果的な支援のために、千葉県その他近隣の自治体及び関係機関との連携体制の構築に努めるものとする。

2 市長は、認知症の人の安全が脅かされていると認められるときは、必要に応じて千葉県その他近隣の自治体及び関係機関に対し、認知症の人の安全の確保のための協力を要請することができる。

**【説明】**

第18条では、広域連携の必要性を定めています。

本市の面積は 16.98 km<sup>2</sup>であり、県内市町村で最小です。また、東京都江戸川区、千葉縣市川市にも隣接しており、行方不明になった認知症の人を捜索するケースや近隣自治体に家族等が住んでいるケースなどでは、市域をまたがった広域連携が求められるほか、保健所などを所管する千葉県との連携も必要です。

このため、第1項では、認知症の人や家族等の暮らしを効果的に支援するため、千葉県や近隣自治体、公共性の高い関係機関との連携体制の構築に向けた市の役割を定めています。

第2項では、認知症の人が行方不明になった場合、虐待を受けている高齢者を保護する(している)場合等、認知症の人の安全が脅かされると判断したとき、必要に応じて千葉県や近隣自治体、警察などの関係機関に対し、市長が認知症の人の安全確保に向けた協力を要請できる旨を定めています。

(認知症施策推進基本計画)

**第19条** 市長は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「認知症施策推進基本計画」という。）を策定し、公表するものとする。

2 認知症施策推進基本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 市長は、認知症施策推進基本計画の策定及び進捗状況の評価に当たっては、次条に規定する浦安市認知症総合施策検討委員会に意見を聴かなければならない。

#### 【説明】

第19条では、認知症施策に関する計画の策定について定めています。

認知症とともに生きる社会を作る上では、条例の基本理念などに基づき、市が総合的、横断的に施策を展開することが重要です。

第1項では、条例を踏まえて、市長が認知症施策に関する総合的、横断的な計画として、「認知症施策推進基本計画」を策定する旨を定めています。

第2項では、他の関連する計画との整合性について定めています。具体的には、「介護保険事業計画」「高齢者保健福祉計画」、さらに保健福祉分野の計画を包括する「地域福祉計画」などとの整合性を想定しています。

第3項では、認知症施策推進基本計画の策定や進捗状況の評価を行う際に、市長が認知症総合施策検討委員会の意見を聴取しなければならない旨を定めています。

(浦安市認知症総合施策検討委員会)

**第20条** 市長は、地域の実情に応じて、認知症施策を総合的に推進するため、別に条例で定めるところにより、浦安市認知症総合施策検討委員会を置く。

**【説明】**

第20条では、認知症を生活全般に関わる地域の課題として捉え、多様な主体が連携し、認知症施策を横断的に実施するため、市長が浦安市附属機関の設置等に関する条例に基づき、「認知症総合施策検討委員会」を設置する旨を定めています。

### 浦安市認知症とともに生きる基本条例の検討経過

開催日	内容
令和3年3月～4月	個別ヒアリング（認知症の本人、家族、事業者、関係機関）
3月～4月	学生、事業所従業員へのアンケート
3月22日	令和2年度第2回 浦安市認知症総合施策検討委員会 （第1回 条例策定委員会）
4月21日～4月27日	Uモニ（認知症のイメージに関するアンケート）
4月30日	第1回 ワークショップ（本人3名参加）
5月21日	第2回 ワークショップ（本人5名参加） （第1回本人ミーティング）
6月28日	令和3年度第1回浦安市認知症総合施策検討委員会（本人1名参加） （第2回 条例策定委員会）
7月21日	第2回本人ミーティング（本人5名参加）
8月4日	認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員との連携会議
8月27日	令和3年度第2回 浦安市認知症総合施策検討委員会 （第3回 条例策定委員会）
9月2日	第3回本人ミーティング（本人4名参加）
9月14日	第1回「（仮称）浦安市認知症条例」制定にかかる懇話会
11月4日	第2回「（仮称）浦安市認知症条例」制定にかかる懇話会
11月5日	第3回 ワークショップ（本人4名参加） （第4回本人ミーティング）
11月28日～12月27日	パブリックコメント募集
令和4年1月14日	第3回「（仮称）浦安市認知症条例」制定にかかる懇話会
3月11日	浦安市議会（令和4年第1回定例会）にて「浦安市認知症とともに生きる基本条例」可決
3月23日	令和3年度第3回 浦安市認知症総合施策検討委員会 （第4回 条例策定委員会） 「浦安市認知症とともに生きる基本条例」公布

浦安市認知症とともに生きる基本条例  
条文の考え方  
令和4年7月

《発行・編集》

浦安市 福祉部 高齢者包括支援課  
〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1  
電話 047-381-9028